

事 務 連 絡  
平成 30 年 9 月 6 日

各  
都 道 府 県  
指 定 都 市  
中 核 市  
民生主管部局 御中

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課

災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について

平成 30 年北海道胆振地方中東部を震源とする地震の発生に伴い、北海道の一部に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されました。別添の事務連絡の内容について御了知いただくとともに、管内市町村に対して周知を行う等、特段の御配慮をお願いいたします。

【問い合わせ先】

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課

障害児・発達障害者支援室

TEL : 03-3595-2608 (内 3037、3102)

Mail : shougaijishien@mhlw.local